

障害のある職員の任免状況について（令和 5 年 6 月 1 日現在）

丹波市（令和 5 年度の法定雇用率：2.6％）

任命権者		①算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
	丹波市役所	692.5	19.5	2.82%	0.0人
	丹波市教育委員会	172.5	2	1.16%	2.0人
	公営企業	40	3	7.50%	0.0人
	認定機関としての丹波市役所	905	24.5	2.71%	0.0人

《注 1》①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数です。

《注 2》②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害及び重度知的障害者については、法律上、1 人を 2 人に相当するものとしてダブルカウントしています。また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については 1 人を 1 カウントしています。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については、法律上、1 人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントしています。

《注 3》④欄の不足分とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1 未満の端数切り捨て）から、②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが 0.0 となることをもって法定雇用率達成となります。

《注 4》本市は特例認定を受けているため、丹波市教育委員会及び公営企業に勤務する職員を丹波市市長部局に勤務する職員と合算して通報しています。これに伴い、法定雇用率についても、丹波市全体で 2.6％が適用されています。